

## 電力多消費型経済からの転換を求める意見書

今年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故の影響などにより電力供給が制約される中で、長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着している。

しかしながら、節電努力の要請が長引くと見込まれる中、現在のような個々の努力に委ねられている場当たりの節電対策のままでは、社会全体の対応としては限界がある。

そのため、これまでの電力多消費型経済の社会から転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、国におかれては、電力消費を低減させる対策に取り組むとともに、電力多消費型経済からの転換を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 家庭での省エネ及びエコ化の早期推進のため、「節電エコポイント（仮称）」を創設し、省エネ型家電への買換え及びLED照明の普及を促進すること。
- 2 住宅エコポイント制度を改修工事の対象範囲などを拡充した上で再実施すること。
- 3 事業所などにおいて、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる発電設備及びLED照明などの省エネ設備への投資を促進するため、税制、財政及び金融の面で支援措置をより拡充すること。
- 4 ワークライフバランスの実現に向けた取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月6日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣